

芦別市空き家・空き地情報バンク設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市民及び他市町村からの移住者に対する空き家及び空き地（以下「空き家等」という。）の情報提供を円滑化し、空き家等の有効活用による定住人口の増加及び地域の活性化を図るために設置する芦別市空き家・空き地情報バンクに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き家 個人が市内に建築した1戸建ての住宅（併用住宅のうち延床面積の2分の1以上が居住部分であるものを含む。）のうち、現に何人の居住（定期的な滞在を含む。以下同じ。）の用にも供していないもの又は何人の居住の用にも供しないこととなる予定のものであって、良好な管理状態にあるもの及びその敷地（借地に建築されている場合を除く。）をいう。
- (2) 空き地 住宅の建築に適当な面積を有する市内の更地又は更地となる予定の土地であって、良好な管理状態にあるものをいう。
- (3) 所有者 空き家等に係る所有権を有する者であって、当該空き家等の売却又は賃貸を希望する者をいう。
- (4) 登録所有者 空き家・空き地情報バンクに自らが所有する空き家等の情報を登録した所有者をいう。
- (5) 空き家・空き地情報バンク 所有者の申出に基づき、空き家等の情報を登

録し、当該空き家等の購入又は賃借を希望する者（以下「希望者」という。）

に対して情報提供を行う制度をいう。

(6) 不動産業者 宅地建物取引業の許可を受けた事業者をいう。

(バンクへの情報の登録)

第3条 市長は、ホームページ、広報その他の手段を用いて、空き家・空き地情報バンク（以下「バンク」という。）への空き家等の情報の登録を所有者に促すものとする。

2 市長は、所有者からの当該登録を希望する旨の申出（以下「登録の申出」という。）に基づき、空き家等の情報をバンクに登録するものとする。

3 市長は、前項の規定により空き家等の情報をバンクに登録したときは、当該空き家等について空き家・空き地情報バンク登録台帳（別記第1号様式。以下「登録台帳」という。）を作成し、管理するものとする。

(情報の登録の手続)

第4条 市長は、登録の申出を受けるときは、所有者に対し空き家・空き地情報バンク登録申出書（別記第2号様式。以下「申出書」という。）その他必要と認める書類の提出を求めるものとする。

2 前項の場合において、所有者が空き家等に係る管理又は売買若しくは賃貸の仲介を不動産業者（以下「委任業者」という。）に委任しているときは、前項の申出書に当該委任業者の連名を求め、あわせて当該委任業者との契約書の写しの提出を求めるものとする。

3 市長は、所有者から申出書を受理した後、当該空き家等の情報をバンクに登

録する前に、当該所有者の了解のもと当該空き家等の現地確認を行うものとする。

- 4 市長は、前条第2項の規定により空き家等の情報をバンクに登録したときは、当該登録所有者に対し空き家・空き地情報バンク登録完了（更新）通知書（別記第3号様式。以下「通知書」という。）により通知するものとする。

（登録期間等）

第5条 空き家等の情報をバンクへ登録する期間は、5年を限度とする。

- 2 前項の場合において、登録期間満了日までに登録所有者から当該期間経過後も登録を継続したい旨の申出（以下「登録継続の申出」という。）があったときは、その登録をなお5年間継続するものとする。

- 3 市長は、前項の規定により登録を継続するときは、当該登録所有者に対し、登録期間満了日前1月以内に空き地・空き家情報バンク登録更新申出書（別記第4号様式）を提出するよう求めるものとする。

- 4 前条第4項の規定は、第2項の規定により登録を継続することとした場合において準用する。

（登録情報の変更）

第6条 市長は、登録所有者から登録情報に変更が生じた旨の届出があったときは、空き家・空き地情報バンク登録情報変更届出書（別記第5号様式）の提出を求めるものとする。

- 2 市長は、前項の届出書の提出を受けたときは、速やかに登録情報を変更しなければならない。

(登録情報の抹消)

第7条 市長は、次の各号に掲げる場合には、登録情報を抹消するものとする。

- (1) 登録所有者から登録空き家等の売却又は賃貸契約を締結した旨の報告があったとき。
- (2) 登録所有者から登録情報の抹消を希望する旨の申出があったとき。
- (3) 登録所有者から登録期間満了日までに登録継続の申出がなかったとき。

2 市長は、前項の規定により登録情報を抹消するときは、登録所有者に対し空き家・空き地情報バンク登録抹消申出書（別記第6号様式）の提出を求めるものとする。ただし、同項第3号の規定により抹消する場合は、この限りでない。

(登録情報の公開等)

第8条 市長は、登録情報のうち物件に関する情報をホームページ、窓口での閲覧その他の方法により広く一般に公開するものとする。

- 2 市長は、窓口で当該情報を公開するときは、登録台帳の閲覧により行うものとする。
- 3 市長は、希望者から登録所有者と交渉を行いたい旨の申出（以下「利用の申出」という。）があったときは、当該希望者に対し当該登録所有者の情報を提供するものとする。

(登録情報の利用申出の手続)

第9条 市長は、希望者から利用の申出を受けるときは、空き家・空き地情報バンク利用申出書（別記第7号様式）その他必要と認める書類の提出を求めるものとする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年2月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年11月1日から施行する。